

5. 登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内の現在事項全部証明書の写し）

## 履歴事項全部証明書

東京都千代田区大手町一丁目3番2号  
一般財団法人日本民間公益活動連携機構

会社法人等番号	0100-05-028833	
名称	一般財団法人日本民間公益活動連携機構	
主たる事務所	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	
法人の公告方法	電子公告により行う。 <a href="http://www.janpia.jp">http://www.janpia.jp</a> ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。	
法人成立の年月日	平成30年7月18日	
目的等	<p>目的 この法人は、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資する見地から、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの（以下「民間公益活動」という。）を促進することを目的とする。 上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 民間公益活動を行う団体に対する貸付け並びに民間公益活動を行う団体に対して助成、貸付け又は出資を行う団体に対する助成又は貸付け (2) 民間公益活動の促進に資するための調査及び研究 (3) 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	
役員に関する事項	評議員	麻 生 渡
	評議員	伊 藤 一 郎
	評議員	川 北 秀 人
	評議員	久 保 田 政 一
	評議員	横 尾 敬 介
	評議員	相 原 康 伸

	評議員 岩本 秀 治	平成30年 9月10日就任 ----- 平成30年 9月21日登記
	評議員 野村 浩 子	平成30年 9月 7日就任 ----- 平成30年 9月21日登記
	評議員 日比谷 潤子	平成30年 9月10日就任 ----- 平成30年 9月21日登記
	代表理事 [REDACTED] 二宮 雅 也	
	理事 二宮 雅 也	
	理事 柴田 雅 人	
	理事 逢見 直 人	
	会計監査人 EY新日本有限責任監査法人	
	監事 土岐 敦 司	
	監事 柳 澤 義 一	
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	この法人は、理事又は監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。	
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	この法人は、理事（業務執行理事又はこの法人の使用人でないものに限る。）、監事又は会計監査人との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。	
会計監査人設置法人に関する事項	会計監査人設置法人	
登記記録に関する事項	設立	平成30年 7月18日登記

東京都千代田区大手町一丁目3番2号  
一般財団法人日本民間公益活動連携機構

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

平成30年 9月28日

東京法務局  
登記官

大 滝 和 成